

佐賀県訓令甲第9号

本庁

佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

平成30年7月17日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第3（第4条、第5条関係）					別表第3（第4条、第5条関係）				
所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務	所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務
略					略				
国民体育大会・全国障害者スポーツ大会	国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に関する事務			国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に係る事務を処理すること	国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関する事務				国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に係る事務を処理すること

改正前					改正後				
会 推 進 課					ツ 大 会 推 進 課				
略					略				

附 則

この訓令は、平成30年7月18日から施行する。